

18世紀前半の清とジュンガルの講和交渉再論

—交渉の形式と清側の交渉姿勢を中心に—

澁谷 浩一

目次

はじめに

- 1 講和交渉の開始とその形式について
- 2 前半期の交渉における清側の姿勢とその背景
- 3 再度の講和交渉とキャフタ条約の影響
- 4 清側の方針転換と講和の成立

おわりに

はじめに

18世紀前半のユーラシア東部では、清とロシア、ジュンガルの3帝国が鼎立し、カザフやトルグート、チベットといった周辺勢力の動きも絡んで複雑な国際関係が展開していた。中でも、清とジュンガルは17世紀末以来講和と衝突を繰り返すライバル関係であった。1740年、清の乾隆帝とジュンガルのガルダンツェリンの間で正式な講和が結ばれ、両者の間に初めて安定した関係が築かれることになったが、この安定した関係も長くは続かず、ガルダンツェリン死後のジュンガル内部の混乱、それに乘じた清軍の侵攻によりジュンガルは滅亡し（1755）、その後ジュンガル支配下の領域は清の版図に組み込まれた。ユーラシア東部の歴史にとってこれは大きな転機であった。

筆者はこれまで1720年代前半から1740年に至る清とジュンガルの関係を、特に従来正面から扱われることの少なかった両者の講和に向けた交渉の過程に注目し、当時の中央ユーラシアの国際関係、特に対ロシア関係を視野に入れながら詳細に検討してきた（澁谷1997, 2007, 2008, 2011, 2018）。当該時期の清とジュンガルの関係史については、従来清の対外関係・辺境史やオイラト史、中央ユーラシア国際関係史等の分野で一定の研究蓄積があるが、近年ジュンガルに関する清側の史料状況の好転を受けて新たな研究も出始めている¹。本稿では、主として筆者自身のこれまでの研究成果に基づき、当該時期の両者の関係について、特に交渉の形式や清側の交渉姿勢に焦点を当てて整理し直し、清側の交渉姿勢の背景とその変化、それが講和成立に与えた影響について改めて論じてみたい。この時期の清は康熙

末から乾隆初めにかけての拡大・発展期に当たるが、当時の清にとってのジューンガルという存在が持つ意味についても考えてみたい。

本稿は主として清側史料に基づく叙述となるので、本文中の日付は原則として中国暦を用いる。引用史料中の〔 〕は筆者が付加した部分を示す。

1 講和交渉の開始とその形式について

この時期の両者の交渉の形式面での特徴として、互いの根拠地にそれぞれが使節を派遣して交渉を重ねたことがあげられる。清とジューンガルの間では早くから使節の往来があった。当初は貿易を主目的とするジューンガル側からの一方的な朝貢使節であったが、康熙20年代にハルハをめぐる対立・衝突の局面を迎えて以降、政治外交的任務を帯びた使節が清側からも派遣されるようになる。張双智（2010：42-43, 93-97）の『清実録』に基づく統計的な整理によれば、康熙帝とガルダン及びツェワンラブタンの間において、清からジューンガルへは25回、ジューンガルから清へは30回の使節派遣が行われたという²。この整理においては、康熙40、50年代は使節派遣の空白期とされているが、実際にはこの時期も継続して使節の交換は行われており（表1参照）³、これを含めると、当該時期の使節派遣回数清からジューンガルへ35回、ジューンガルから清へ38回を数える。康熙40年代は両者の関係が次第に緊張し、清側は繰り返しの使節派遣を通じてジューンガルとの間に平和的な関係を築こうとしたがかなわず、康熙54（1715）年のジューンガルのハミ襲撃事件、同56（1717）年のチベット侵攻を契機に両者の関係は決定的に悪化する。ハミ襲撃事件後も清側は軍事的圧力を強化する一方でお使節の派遣を継続するが、康熙年間最後の正式な使節である康熙58（1719）年のインジャナ使節の派遣にあってはついにツェワンラブタンの暗殺を企てるに至るのである⁴。

その後康熙朝末期に講和に向けた動きが開始されてから乾隆5（1740）年に講和が成立するまでの両者間での使節交換については表2にまとめた。この時期の清からジューンガルへの使節派遣は計8回に及ぶ⁵。そのうちの4回は国境画定による講和を正式の任務としていた。両者の間には頻繁な使節の往来があったとはいえ、やはりこのような頻度・目的での派遣は尋常ではない。清側の使節派遣に対してジューンガル側もまた使節を北京に派遣し、双方の使節は相手君主宛ての国書を持参し、同時に口頭により伝達すべきメッセージを託され、交渉を重ねたのである。講和交渉が開始される経緯は以下のとおりである⁶。

康熙61（1722）年、康熙帝は膠着状態に陥った対ジューンガル関係を打開するため、ハルハの高僧ジェブツンダンバ=ホトクトによる使節派遣という形をとってジューンガルにチュヤントイン使節を派遣して講和を呼び掛けた。これに対してツェワンラブタンは返使チョイナムカを派遣し、これを北京に迎え入れようとした康熙帝は使節到来の直前に急逝する。そ

の後來京したジェブツンダンバ=ホトクトも後を追うように入寂し、すべては即位したばかりの雍正帝に託される形となった。雍正帝はジュンガル使節を伴ったチュヤントイン使節を北京に迎え、ジェブツンダンバ=ホトクトの使節であったチュヤントインを改めてジュンガルに派遣し、清への正式な使節派遣を要請した。これが事実上の講和交渉の始まりであった。

この時即位間もない雍正帝を補佐したのが康熙帝に侍衛として長く仕え、ジュンガル政策に精通し、ツェワンラブタンとも面識があった正白旗蒙古旗人ラシ（拉錫/喇錫/拉什）であった。ラシは当初、ジュンガル側による交渉引き延ばし、長期化を恐れ、ジュンガル

表1 康熙40, 50年代の清・ジュンガル間の使節往来

使節団員	時期	遣使目的・態度	主要典拠
(清)侍衛kesitu(克什図), 員外郎booju(保住)	康熙41年9月出発	ジュンガルが略奪した子女家畜の返還要求。	『蒙古堂檔』11:500-503, 康熙41年9月20日の勅書。
(清)侍衛kesitu, 員外郎booju	康熙42年10月出発	ジュンガルが略奪したすべての子女家畜の返還要求。	『蒙古堂檔』11:504-519, 康熙42年10月14日の勅書。
(準)lobdzang jimba (?)	康熙45年6月入京	清の要求を受け入れず、賜恩を請う。	『蒙古堂檔』11:521, 康熙45年6月21日の理藩院行文。
(清)三等侍衛jimba (?), 筆帖式cangdzai(常在)	康熙46年5月出発	会盟の期日を知らせることを要求。	『蒙古堂檔』11:529-531, 康熙26年5月28日の勅書。
(清)員外郎tegut(特克忒), 三等侍衛jimba, 主事cangdzai, 筆帖式šijung (?)	康熙47年5月出発	ジュンガル征討の意思がないことを表明。	『蒙古堂檔』11:532-535, 康熙47年5月初9日の勅書。
(準)不詳	康熙47年12月入京	会盟への参加困難を表明。	『蒙古堂檔』11:535-541, 康熙47年12月13日の勅書。
(清)員外郎tegut, 三等侍衛jimba, 主事cangdzai, 筆帖式šijung	康熙47年12月出発	ツェワンラブタンに受封を勧める。	『蒙古堂檔』11:535-541, 康熙47年12月13日の勅書。
(準)curum baldan(?)	康熙48年11月入京	清側の要求受け入れ拒否。	『蒙古堂檔』11:541-545, 康熙48年11月13日の勅書。
(準)coimpel(垂木坡爾)	康熙50年8月入京	恭順な態度を示す。	『蒙古堂檔』11:545-548, 康熙50年9月初8日の勅書。「康熙硃摺」8:805-808, 無年月の上諭(漢訳:『康熙全訳』1530頁)。
(清)散秩大臣lobdzang sirabu(羅布蔵錫喇布), 侍衛kilidei(祁里徳)	康熙50年9月出発	賜恩と講和。	同上。
(清)ハルハ路:booju, mungke (?), 甘肅路:kesitu, yamutu (?)	康熙54年6月出発	速やかに会盟に参加しなければ征討を行う。	『蒙古堂檔』11:549-555, 康熙54年6月初9日の勅書。
(清)二等侍衛kesitu, 郎中bunsi (?), 員外郎booju	康熙55年閏3月出発	同上	『蒙古堂檔』19:339-365, 康熙54年閏3月初9日の勅書。
(清)二等侍衛kesitu	康熙55年11月出発	同上。	『蒙古堂檔』19:443-464, 康熙55年11月23日の勅書。

(準)awang dasi(阿旺達什)	康熙58年 正月入京	一定の恭順な態度を示す。	『康熙硃摺』7: 2444-2460, 康熙58年正月26日の議政大臣巴璉徳等の奏摺(漢訳:『康熙全訳』1364-1365頁)。『蒙古堂檔』20: 28-34,, 康熙58年正月29日の勅書。
(清)侍読学士injana(殷札納), 筆帖式cinartu(齊納爾図), 道士 li cing an(?)	康熙58年 5月出発	ラザンハーンの妻子等を返還し, 使節を派遣しての事情説明を要求(道士によるツェワンラブタン暗殺計画)	『蒙古堂檔』20: 38-44, 康熙58年3月4iqinggn23日の勅書。「康熙硃摺」6: 1807-1839, 康熙58年5月1日の富寧安の奏摺(漢訳:『康熙全訳』1394-1395頁)。
(準)awang dasi(阿旺達什)	康熙58年 10月入京	一定の恭順な態度を示す。	『蒙古堂檔』20: 44-49, 康熙58年10月27日の勅書。
(準)hasiha(哈西哈)	康熙59年 10月入京	一定の恭順な態度を示す。	『蒙古堂檔』20: 50-63, 康熙59年10月19日の勅書「康熙硃摺」8: 720-739(漢訳:『康熙全訳』1526-1528頁)。
(準)bar(巴爾)	康熙60年 正月入京	一定の恭順な態度を示す。	『蒙古堂檔』20: 64-69, 康熙60年正月19日の勅書。

表2 康熙末から乾隆初め(講和成立まで)の清・ジュンガル間の使節往来

使節団員	時期	主要典拠
(清)cuyan toin(楚揚托音)	康熙61年5月18日ジュンガル着, 9月7日出発, 雍正元年正月入京。	『康熙硃摺』8: 574-577, 康熙61年11月初5日の上諭と議覆(漢訳:『康熙全訳』1673頁)。
(準)coinamk'a(吹納木喀), bujai(布寨)	康熙61年9月7日出発, 雍正元年正月入京, 5月帰着。	同上。
(清)cuyan toin	雍正元年5月3日ジュンガル到着, 8月25日出発。	雍正元年11月初5日議政大臣保泰等奏摺, 「雍正硃摺」民族事務(蒙族)案巻号38(漢訳:『雍正全訳』478-480頁)。
(準)gendun(根敦)	雍正元年8月出発, 11月入京。2年3月出発。	同上。
(清)内閣学士jungfoboo(衆仏保), 副都統jasi(扎錫), 総管京城喇嘛班弟副扎撒克大喇嘛達爾漢cuyan toin, 大喇嘛銜sirab gesul(錫喇布格素勒)	雍正2年3月出発, 7月ジュンガル到着, 11月出発, 雍正3年正月帰着。	『方略』前編卷13。雍正3年正月初2日内閣学士衆仏保等奏摺, 「雍正硃摺」民族事務(蒙族, 界務)案巻号8(漢訳:『雍正全訳』1006-1022頁)。
(準)boro hūlga(博洛胡爾哈)	雍正2年11月出発, 3年正月入京, 4月出発, 8月帰着。	雍正3年正月初2日内閣学士衆仏保等奏摺(同上)及び雍正4年2月22日内閣学士衆仏保等奏摺, 「雍正硃摺」民族事務, 案巻号1144(漢訳:『雍正全訳』1280-1290頁)。
(清)内閣学士jungfoboo, 副都統jasi, 総管京城喇嘛班弟副扎撒克大喇嘛達爾漢cuyan toin, 大喇嘛銜sirab gesul	雍正3年4月出発, 8月ジュンガル到着, 12月出発, 4年3月帰着。	雍正4年2月22日内閣学士衆仏保等奏摺(同上)。
(準)telei(特磊)	雍正5年12月入京。	『方略』前編卷17, 『世宗実録』卷64。
(準)telei	雍正8年5月入京。	『方略』前編卷20, 『世宗実録』卷94。

(清)侍郎hanggilu(杭奕録), jungfoboo	雍正8年5月出発。	『方略』前編卷20, 『世宗実録』卷94。
(清)侍郎funai(傅鼐), 内閣学士akdun(阿克敦), 副都統lomi(羅密), 員外郎ioi boo(玉保)	雍正12年8月出発, 12月ジューンガル到着, 13年正月出発, 4月帰着。	雍正13年2月18日侍郎傅鼐等奏摺, 『使者檔』94-128頁(漢訳: 828-833頁)。
(準)coinamk'a, nohoini(諾惠尼)	雍正13年正月出発, 4月入京, 閏4月出発。	雍正13年閏4月25日上諭, 『使者檔』249頁(漢訳: 856頁)。
(準)coinamk'a, esei(額塞)	乾隆元年正月入京, 2月出発, 5月帰着。	乾隆元年2月15日上諭, 『使者檔』359-360頁(漢訳: 872頁)。乾隆元年11月初3日定辺左副將軍額駙策凌奏摺, 『新疆匯編』4: 291。
(清)emegen(額默根)	乾隆2年9月ジューンガル到着, 閏9月出発。	乾隆2年11月17日定辺左副將軍額駙策凌奏摺, 『新疆匯編』4: 394-407。
(準)dasi(達什), bujir(博濟爾)	乾隆3年正月入京, 3月21日出発。	乾隆3年正月24日上諭, 『使者檔』446頁(漢訳: 887頁)。
(清)侍郎akdun, 御前三等侍衛wangjal(旺扎爾), 乾清門行走頭等台吉emegen, 理藩院郎中ioi boo, 喀爾喀管旗章京manjila(滿吉拉)	乾隆3年3月21日出発, 7月ジューンガル到着, 9月出発, 12月帰着。	乾隆3年4月26日侍郎阿克敦等奏摺, 『録副』29: 46。乾隆3年10月21日侍郎阿克敦等奏摺, 『新疆匯編』4: 51-80。
(準)halio(哈柳), cono(綽諾), ubasi(烏巴什)	乾隆3年12月入京, 乾隆4年2月出発。	乾隆3年12月28日上諭, 『使者檔』539-542頁(漢訳: 119-120頁)。乾隆4年2月23日鄂爾泰奏摺, 『使者檔』554-555頁(漢訳: 907頁)。
(準)halio, sunggadai(松阿岱), bayan(巴顔)	乾隆4年12月初10日入京, 乾隆5年2月初10日出発。	乾隆4年12月初9日軍機大臣鄂爾泰奏摺, 『使者檔』563-564頁(漢訳: 909頁)。乾隆5年2月初5日鄂爾泰奏摺, 『使者檔』666-670頁(漢訳: 925-926頁)。

表1・表2の註: (1) (清) は清使節, (準) はジューンガル使節を示す。(2) 人名は初出時に漢字名を示した。漢字名不詳の人物は (?) とした。

の使節をトルファンに留め, そこで交渉を行うことを提案していた(澁谷2007: 117)。

ラシ自身は明言していないが, これは短期間で決着したネルチンスクにおけるロシアとの国境画定交渉を念頭に置いた提案に違いない。清がこれまで経験した敵対する隣国との国境交渉は, ロシアとのそれが唯一のものであった。このラシの案がチュヤントイン使節を通じてジューンガル側に提示されたかどうかは定かではないが, その可能性は否定できない。なぜなら, ジューンガルを訪れたチュヤントインに国境画定への対応を問われた際, ツェワンラブタンはわざわざ自分から「会盟」による問題解決を望まない旨を伝えているからである⁷。この時ツェワンラブタンが言及した「会盟」は, 康熙年間に清側がしばしば呼び掛けた, ツェワンラブタン自身の参加を求める形式であり⁸, ラシの提案と同じではないが, ツェワンラブタンには清側提案がかつての「会盟」提案と同様に映った可能性もある。結局ツェワンラブタンは雍正帝に対して使節ゲンドゥンを正式に派遣し, 結果としてその後は使節の相互派遣

という形式で講和交渉が進められることになった。ただ、ここでは講和交渉の形式が最初から相互の使節派遣という形で決まっていたわけではなく、最初の段階でその進め方をめぐって模索があったことを注目しておきたい。

ゲンドウン使節の来京を受けて、ジュンガルとの講和に可能性を見出した雍正帝はすぐさま使節の派遣を決意する。これが第1回のジュンフォボー使節である。一度の使節派遣で講和の成立を図った雍正帝に対して、ツェワンラブタンは清側提案を受け入れず、北京への使節派遣を通じて反論を試みる。途中で再度の軍事衝突を挟みながら乾隆5年にまで及ぶ長い交渉はこのようにして始まった。交渉の長期化を予想したラシの恐れは現実のものとなったのである。

現存する交渉内容に関する史料はほぼすべて清側のもので、使節派遣を通じて清側がジュンガルに送付する書簡は「hese i bithe 勅書」であり、ジュンガルが清に送付するそれは「wesimbure bithe 奏文(表文)」である。北京でジュンガル使節が皇帝に「謁見」した際の皇帝の発言はすべて「hese 上諭」と記される。細かく規定された儀礼や文書の様式、そしてそこにちりばめられた文言も含めて形式上の上下関係は歴然としており、これは中華王朝の立場からは当然のことであった。しかし、一旦形式上の上下関係を外してその内容に注目すればそれは紛れもない外交交渉であり、双方の使節は相手方の君主、そして周辺の大臣たちと会見を重ね、自らの君主の意向を伝えるとともに相手君主の真意を探ろうとしたのである⁹。

2 前半期の交渉における清側の姿勢とその背景

ツェワンラブタンから雍正帝への初の使節であるゲンドウン使節への対応については、当時の清側の姿勢を考えるうえで興味深い点がある¹⁰。雍正朝前期の交渉においては、ジュンガルに赴いた清使節に関しては、使節団員による帰還後の皇帝へのかなり詳細な報告文(奏摺)が存在するが、北京を訪れたジュンガル使節の交渉に関する史料は乏しい。ただし、ゲンドウン使節の北京での様子については、ゲンドウン使節に同行してジュンガルに赴いたジュンフォボー使節の報告書の中に、北京での様子を振り返る内容が含まれている。それによれば、使節が北京に滞在している4か月近くの間にはゲンドウンは10回雍正帝に謁見し、使節が北京を発つ前日の謁見の際、雍正帝は、遠くにいて直接会えないツェワンラブタンの代わりだと言ってゲンドウンの手を直接握り、ツェワンラブタンのことを友人と称したという¹¹。ジュンガル君主を自らと対等であるかのように扱うこの雍正帝の行動はパフォーマンス的な要素が強いと言えるかもしれない。ただ、筆者はかつて、康熙59(1720)年に北京を訪れたロシアのイズマイロフ使節団を迎えた康熙帝が、ロシアの君主を自らと対等の存在だと認識していたことについて論じたことがある(澁谷2000)。ロシアとジュンガルと

いう違いこそあれど、交渉相手を対等に近い存在としてとらえる雍正帝の姿勢に康熙帝からの影響を見るのは穿ち過ぎだろうか。ゲンドゥン使節が北京入りする直前には青海においてホシュート王公ロブザンダンジンによる騒乱が生じており、ジュンガルの関与も疑われる中で交渉は行われたが（澁谷2008：23-24）、上述の雍正帝の行動には講和成立を目指す強い意欲が感じられる。

その背景として考えられるのがほかでもない当時のロシアとの関係である。1689年のネルチンスク条約締結により、黒龍江（アムール川）方面の国境は画定されたが、モンゴル方面は未画定であり、モンゴル北方での人々の移動、所謂逃亡者の問題がしばしば発生した。清側の要請により清側領域からの逃亡者の返還に関する交渉がこのころ開始されており、ジュンフォボー自身がジュンガルに派遣される直前にロシアとの交渉のためにセレンギンスクに赴いていたのであった。雍正2（1724）年3月に北京を出発した第1回のジュンフォボー使節がジュンガルに到着する直前の雍正2年6月には、領侍衛内大臣オロンダイ（顎倫岱）と理藩院尚書テグテ（特古忒）がセレンギンスクでロシア側と交渉を行った。この交渉はジュンフォボー使節の北京出発後にロシア側から届いた通知に対応したもので、この時は一部逃亡者の返還にとどまり清側が意図した国境画定交渉開始までには至らなかったが、これ以降の流れが後のキャフタ条約の締結に結び付く¹²。ジュンフォボー使節は第1回の派遣時、ツェワンラブタンとの最初の面会の際に、ツェワンラブタンの問いかけに対し、清とロシアとの平和的な関係について言及している（澁谷2008：28）。雍正帝は対ロシア交渉と対ジュンガル交渉を同時に進め、懸案事項を一気に解決しようとしていたのである。

ジュンフォボー使節を通じて清側が提起した国境画定案は、天然の境界であるアルタイ山脈を基本線としたかなりおおまかなものであった。ツェワンラブタンはこれに対して、具体的な地名をあげてアルタイ山脈東方はジュンガルの属地であると主張して譲らなかった。清側は康熙朝末期から占領していたトルファンを両者の中間地とする妥協案を提示したが、交渉はまとまらなかった。ジュンフォボー使節はツェワンラブタンの使節ボロフルガ——1721年にロシアへの使節としてサンクト=ペテルブルクに派遣された経験を持つ人物である——を伴って北京に帰還した。雍正帝は、交渉結果を踏まえて新たな国境画定案を策定し、再度の使節派遣を決定する。ジュンフォボーは帰還するボロフルガ使節とともに雍正3（1725）年4月再びジュンガルへ向かった。

この第2回のジュンフォボー使節はさらなる譲歩を用意していた¹³。その目玉は、前回の交渉では両者の中間地としていたトルファンをジュンガルに譲渡するという提案であった。このほか、ジュンガル側が要求していたハルハを經由しての北京への隊商派遣も、講和成立の暁には人数制限の条件付きで許可するとした。これまでジュンガルに逃亡した場合には清側に引き渡すよう要求していたロブザンダンジンについては、引き渡しを要求しないことを伝えている。

国境画定については、前回案から若干譲歩する形でアルタイ山脈を境界とするより具体的

な案を提示した。国境画定案は、皇帝の「上諭」を読み上げる形でジュンガル側に伝えられたが、そこでは、ロシアとの間で国境が画定されてから30年以上平和が続いていることが強調され、同様の形で国境を画定し、越境者を取り締まるべきことが伝えられたのである（澁谷2008：35-36）。第1回のジュンフォボー使節の交渉においても双方から「ロシア」への言及があったことはすでに述べたが、ここまで踏み込んだ言い方はされていない。先に述べたオロンダイ、テグテはロシアとの交渉を終えて雍正2年8月に北京に帰着し、まもなく国境交渉のために正式な使節を派遣するというロシア側の回答を清側にもたらした¹⁴。ジュンフォボーの派遣はこの後のことであり、雍正帝の言葉はロシアとの国境画定交渉がいよいよ現実のものとなりつつある中で発せられたものと考えてよいだろう。北京の雍正帝は第2回の交渉での講和成立の一報を心待ちにしていた。ジュンガルとの国境画定を成し遂げた後でロシアとの交渉に入るというのが雍正帝の描いたプランだった。

ところが、この清側の譲歩案に対してツェワンラブタンは首を縦に振らなかった。この後の交渉でも同様なのだが、ジュンガル側はアルタイ山脈を境界とすることについては強硬に反対した。ジュンフォボーは第1回の時と同様にツェワンラブタンの書簡を携行するポロフルガ使節を帯同して北京へ向かった。

ジュンフォボーは北京に向かう帰途、雍正帝に交渉決裂の報告を送付した。そして、この奏摺が北京に届いた雍正4（1726）年3月、ロシアからのヴラディスラヴィチ使節到来を告げる正式な書簡もまた同時に北京に届いた。これを受けて雍正帝はロシアとの交渉を優先する決断を下し、ジュンガル使節ポロフルガは入京を認められずに帰還することとなった。ただし、清側はポロフルガに対し、講和への意志と前線からの軍撤退の意向を伝えることを忘れなかった。清側としてはあくまでもロシアとの交渉を優先するということであり、ジュンガルとの講和そのものを完全に断念していたわけではなかったと思われる。

ロシアとの交渉は、北京での交渉、その後のモンゴル北境での国境交渉という二段階で行われた。長期にわたる交渉の末、雍正5（1727）年7月（ユリウス暦8月）に国境画定条約であるブーラ条約が締結され、同年9月（ユリウス暦10月）にはアバガイトウ・セレンガの二つの国境画定議定書の交換がなされ、さらに翌年ブーラ条約を含む総合条約としてキャフタ条約が正式に締結された¹⁵。ロシアとのモンゴル方面の国境問題も17世紀末以来の懸案であり、これがついに解決されたのである。そして、このブーラ条約締結と同じ雍正5年、チベット政権内部において親清派のカンチュンネーが暗殺されるという政変が生じ、また、ジュンガルではツェワンラブタンが死去し、ガルダンツェリンが後を継ぐという事態が生じた。ガルダンツェリンは同年12月にテレイ使節を北京に派遣して即位を告げると同時に父の供養を理由としたチベットへの使節派遣許可を要望した。ここにおいて雍正帝は、チベットへの武力介入とチベットに影響力を持つジュンガルに対する武力行使を決断するに至った¹⁶。続いて雍正帝はロシア及びボルガ河下流のトルグートに使節を派遣し、対ジュンガル戦争を有利に進めるべく外交工作を行う一方、雍正8（1730）年に再度来京したテレイ使節に対

しては、理藩院名義の強硬な文書を与え¹⁷、ロブザンダンジンの引き渡し、ハルハと同様な形での受封と旗・佐領への編成受け入れを求めた。同時に派遣した清使節（ハンギル、ジュンフォボー）との交渉の余地を残していたとはいえ、短期間での回答がない場合の征討実施を明言する内容は最後通牒に近い¹⁸。この理藩院文書の中ではトルグートやロシアとの使節交換・友好関係について言及がなされており、当時の雍正帝がキャフタ条約の締結によって構築したロシアとの安定的な関係を背景に、対ロシア関係と同様長年の懸案だったジュンガル問題を武力によって一気に解決しようとしていたことがわかる。これに対するジュンガルの回答は対清開戦だった。雍正8年末にジュンガル側から戦端が開かれ、当初はジュンガルが優位に立ったが清軍の反撃により両者の関係はまたもや膠着状態に陥ることになる¹⁹。

以上のように、講和交渉の前半期においては、清側は、ロシアとの本格的な交渉の前にまずはジュンガルとの講和を実現し、北方問題の全面的な解決を図ろうとしていたことがわかる。双方の主要使節がいずれもロシアとの交渉経験を有していたことに象徴されるように、両者はロシアの存在を強く意識しながら交渉を行ったのである。しかしながら、ジュンガルとの講和が実現するより先にロシアとのキャフタ条約が締結され、ジュンガルの君主交替とチベットの政変という情勢変化の中で、清側は新たな条約締結を経てロシアとの関係が盤石なものになったことを踏まえて対ジュンガル強硬策に打って出たのであった。

3 再度の講和交渉とキャフタ条約の影響

膠着した局面を打開するために講和交渉の再開を提唱したのは清側だった。大臣・将軍の間には強硬論——軍事活動の継続——も根強かったが、雍正帝自身が使節派遣による講和交渉の再開を決断したのである。雍正12（1734）年8月にフナイ使節は北京を離れた²⁰。前回ジュンフォボー使節の時に返還を求めなかったロブザンダンジンについては、今回は返還を求め、さらにはチベットへの関与は許さない等の強硬姿勢を示しながら、一方で雍正8年にテレイ使節に託した強硬な理藩院文書に関する弁明を行うなど雍正帝は講和への意思を示した。鍵となる国境画定案については、一定の譲歩を示しながらアルタイ山脈を境界とする案を提示した。ガルダンツェリンはこれにやはり難色を示し、アルタイはオイラトの遊牧地であり、ハンガイはハルハの遊牧地であると主張した。この時も交渉は同意に至らず、フナイ使節はジュンガルのチョイナムカ使節を同行して北京に帰還、北京においても互いの主張が繰り返された。この一連の交渉においては以前にもまして双方はロシアとの関係をしばしば引き合いに出している。以下に双方の発言を具体的に示してみよう。

- ①ガルダンツェリン：昔を考えると、アルタイはオイラトの牧地であり、ハンガイはハルハの牧地であった。アルタイ山稜を境としたいというのは私の考えに全く合わない。私

が私の父祖の牧地を境となすに至れば、異教のロシア、回子等は私を嘲笑する。永久に平和友好をなすことは全く境を定めることにはない。今でもロシアは我等と境を定めていないがまたこのように平和友好に暮らしている。境を定めることは全く小さなことだ。(雍正12年12月28日、フナイ使節のジュンガルでの交渉におけるガルダンツェリンの発言)²¹

②フナイ：アルタイ山稜を界となし定めれば、汝等オイラトラを、アルタイ山稜を越えさせず遊牧させ、我等ハルハラを先に老タイジ [=ツェワンラプタン] が界としてほしいと請うたコブド川のフスン=トホイ、ドルドホイ=ククイ山の北側からタンヌ山の北側にあるハラ=バルルクを越えさせず遊牧させ、この中間とした地にハルハ、オイラト等の少数の人が行って狩猟するがよい。我等がロシアと界を定める時、また土地を空き地として大変よくなった。(同年12月29日のザイサンウバシらとの交渉でフナイによって読み上げられた雍正帝の上諭)²²

③チョイナムカ：ロシアは我々がジュンガルと平和となっているが、全く界を定めておらず、常に平和友好的に互いに使臣商人が往来し続けている。私の考えでは界を定める定めないに関係するところはない。(雍正13年4月26日、北京における清側大臣との交渉でのチョイナムカの発言)²³

④領侍衛内大臣キンフ等：汝等ジュンガルがロシアと界を定めていないというなら、我々が国はロシアとともに平和となって界を定めて以来、これほどの年、界のこちらのものたちは全く争いのことがない。今に至るまで平安を求め安楽に暮して使臣商人が往来している。永遠に平和友好になりたいなら、界を定めないことができようか。これは特に双方に永久に益があることだ。(同日、チョイナムカとの交渉での清側大臣の発言)²⁴

③はガルダンツェリンの言葉だとしてチョイナムカが語ったもので、①と内容上重複するが、北京を訪問したジュンガル使節がガルダンツェリンの主張を清側大臣に繰り返している様がよくわかる。ガルダンツェリンはロシアと国境を定めないままで通交していることを理由に国境画定そのものに反対するという態度をとったのである。一方の清側は、②に見られるように、アルタイ山脈を国境とすることに同意しないガルダンツェリンに対して、アルタイ東方にオイラト、ハルハがともに遊牧しない中間地を設けるという譲歩案を提示した。モンゴル北境でのロシアとの国境画定では、距離を置いて対峙する双方の哨所(カルン)の間に国境線が引かれたとされており(柳澤1989: 73-75)、これが中間地を置いた前例として示されたのである。また、④では、ロシアとの国境画定による安定した関係を強調してチョイナムカを説得しようとしている。同じロシアに言及しながらジュンガル側とは正反

対の主張となっているのが興味深い。北京でのチョイナムカとの交渉では、清側はロブザンダンジンの返還を無理に求めないとの譲歩案まで示してチョイナムカを説得しようとしたが、交渉は進展せず、清側は新たな使節を送ることなく、チョイナムカ使節を送り返した。

以上のように、講和交渉再開直後のこの時期は清・ロシア間で締結されたブーラ条約・キャフタ条約の直接的な影響の中で交渉が進められたと言ってよいであろう。フナイ使節をジュンガルに送り出した後の雍正12年12月には、雍正帝はネルチンスク条約で未画定となり、キャフタ条約締結交渉でもロシア側の主張により未画定のままとったウディ川流域の国境画定を改めて求める理藩院文書をロシアに送っている（澁谷2011：13-14）。また、北京への帰還途上のフナイから一報が届いた後、チョイナムカ使節が北京に到着する直前の雍正13（1735）年3月の雍正帝の上諭では、講和成立後に清側とジュンガル側双方の大臣が現地で見聞の上国境画定を行うよう具体的な人選まで含んだ指示が出されている（澁谷2011：12-13）。これはまさにブーラ条約締結後のアバガイトウ・セレンガ両国境画定議定書を彷彿とさせる。この時なお雍正帝は本気で国境画定を行うつもりだったのである。

4 清側の方針転換と講和の成立

その後ジュンガルからは再度チョイナムカ使節が派遣されたが、使節が北京に到着したのは乾隆元（1736）年正月であり、すでに乾隆帝の治世になっていた²⁵。アルタイ山脈よりはるか東方に国境を定めることを主張するガルダンツェリンに対し、乾隆帝は雍正帝の提案を受け入れない限り今後使節の派遣は不要である旨を伝えてチョイナムカを送り返した。この時点で講和交渉は再度中断するのだが、この時のチョイナムカ使節の北京における交渉で、アルタイ東方のコブド付近にある清側カルンの存在が初めて表面化する。このカルンをどう扱うかがこの後の交渉の重要な争点となったのである。

清との関係の断絶を望まないガルダンツェリンはハルハ王公エフツェリン²⁶に使者を送って講和への意思を伝え、講和交渉の再開を模索した。そして、清廷の意向を受けたツェリンは配下のエメゲンを使節としてジュンガルに派遣、それを受けてガルダンツェリンはダシ使節を北京に派遣するという流れで講和交渉は再開にこぎつけた。ダシ使節の来京は乾隆3（1738）年正月のことであった。

ガルダンツェリンから届いた奏文の中身はハルハとジュンガルの牧地の現状維持を求める抽象的な内容のものだったが、乾隆帝は態度が恭順であるとして早々に新たな使節の派遣を決定する。その後ツェリンはダシとの交渉の中で国境画定の具体化を迫り、ダシは乾隆帝への謁見の中でより具体的にガルダンツェリンの意向を示した。すなわち、ジュンガル支配下のウリヤンハイの現状維持、ジュンガルがアルタイを超えて遊牧しないこと、アルタイ東方の清側カルンの移動である。このうち、カルンの移動については、乾隆帝は即座に拒

否を伝えた。ダシ使節帰還の際、乾隆帝の勅書の他にツェリンからガルダンツェリンにあてた書簡が託され、そこではウリャンハイ方面の明確な国境画定について念押しされていた。ツェリンは雍正時代の国境に関する交渉内容を熟知しており、乾隆帝以上に雍正帝の遺志を引き継いでいたと言えよう。

ダシとともにジュンガルに派遣されたのはかつてのフナイ使節での副使アクドゥンであり、ダシ使節来京の契機となったエメゲンも副使として同行した²⁷。出発の際にアクドゥンに交付された9項目にわたる指示の第1項冒頭には、アルタイ東方のカルンについて撤去・移動が認められないことが記されていた。清側はロブザンダンジンの返還を要求しないこと、ジュンガル側が要求すれば講和成立後にチベットへの使節派遣を許可すること等の譲歩を用意し、アルタイ山脈を国境にするという雍正帝以来の提案受け入れを迫った。

乾隆3年7月から9月にかけてジュンガルの地で行われた交渉はまたも難航した。ガルダンツェリンは、ハルハの牧地の西辺を大きく超えジュンガル側牧地により近い位置にある清側カルンの東方移動について強く求めた。また、国境画定が不要であることを繰り返し主張しながら、一方で国境を定めるのであれば、アルタイ山脈以西をジュンガル側の牧地、ジャブカン河以東をハルハ側の牧地とし（すなわち牧地の現状維持）、その中間線を境界とするよう主張した。これらの提案はアルタイ山脈を国境線とするという清側の提案とは全く相容れないものであり、結局交渉はまとまらず、ジュンガル使節ハリオが北京に派遣されることになった。

乾隆3年12月、このハリオ使節を北京に迎えた乾隆帝の態度の変化が講和成立への大きな一歩となった。この時ハリオに与えられたガルダンツェリン宛ての勅書において、乾隆帝は国境を定めることは重要ではなく、お互いが現状の牧地を超えないようにすれば平和が実現できると述べ、ガルダンツェリンの主張に理解を示したのである。この現状維持の範囲にはウリャンハイ方面も含まれていた。コブド付近の清側カルンについては、撤去はしないが兵員は常駐させないという妥協案が示された。この乾隆帝の方針転換はハリオ使節を通じてジュンガル側に伝えられ、ガルダンツェリンは即座にハリオの再派遣を決め、清側提案を受け入れることを表明した。乾隆4（1739）年12月に再び来京したハリオを通じて清側に提出されたこのガルダンツェリンの奏文は、講和に対する両者の姿勢を知るうえで重要なものなので、澁谷（2011：25-26）での引用と一部重複するが以下に掲げる。

……ハリオに交付して持ってきた大ハンの勅書 [=第1回のハリオ使節に与えられた勅書] に、「兵・戦争をやめ、永久に平和友好となれば、界を定めても定めなくてもまことに関係するところはない。汝等のオイラトの牧地を、アルタイ山稜を越えさせず、ウリャンハイを山の北側で遊牧させ、ハルハの牧地を今でも [そうであるように] ジャブカンを越えさせず、ウリャンハイの元の牧地にいるもの達をそれぞれの地に住み絶対にお互いに侵さないようにすれば、全く引っ張り合うことはなくなる。これに沿ってした

がい定めて返事を上奏して来たときに、ハルハの牧地を、私はまた明確に勅を下して永久にしっかりとジャブカンの地から越えさせないようにすることができるぞ。このようにすれば、双方の名声の事にすべて益がある」とあった。これまで、アルタイは我らの牧地、ハンガイはハルハの牧地、破ることなく、黄教を広め衆生を安逸にすることを固くなせば、全く界を定める定めないではない。だから、私は界を定めるのを望まないことを繰り返し上奏し続けたのである。今大ハンが[私の主張]是として明察したので、黄教を広め衆生を安逸にするだろうとたまらなく喜んだ。今、我らのウリャンハイはアルタイの北側に元のように住み、オイラトの牧地はアルタイの南北の山稜を越えさせずに南側に住み、ハルハの牧地をまたジャブカン等の地を越えさせないようにしたい、との勅が下ったので、これに沿って定めることはよい、と上奏した。……²⁸

ここからは、ガルダンツェリンが、国境を定める必要がないという自らの主張を乾隆帝が認めたことを前提に講和を受け入れていることがわかる。奏文の後半では、清側カルンの現状維持も認めている。

この奏文を確認した乾隆帝は、12月20日のハリオ謁見の際に上諭を下している。そこではガルダンツェリンの奏文への満足を示した上で講和の成立を喜び、ジューンガル側が要求したチベットへの使節派遣を許可し、貿易については大臣に協議を命じたことが述べられている。この上諭は『方略』、『高宗実録』に同一の文が引かれ、『使者檔』にはその原本があるが、両者の間には史料上見逃せない相違がある。この点は澁谷(2011)でも指摘していないので、以下に述べる。

『方略』満文本には次のようにある。

……今ガルダンツェリンは我が勅に従い界を定めたので、今後、辺の側に住む者たちはみなそれぞれの元の地に住み互いに争うことをやめ永久に安楽に暮らすぞ。……²⁹

上述のガルダンツェリンの奏文は「界を定めない」ことを強調しているのです、この部分の表現は奇異に思えるが、同じ箇所は『使者檔』の満文では次のようになっている。

……今ガルダンツェリンはすべて私が下した勅に従い定めたので、今後、辺に住む者たちはそれぞれの元の地に住み、互いにいさかい争うことがなく永久に安楽に暮らすぞ。……³⁰

『方略』等の編纂史料は重要な部分に手が加えられ、文意に矛盾が生じていることがわかる。つまり、当然のことではあるが、この時乾隆帝自身も「界を定めない」ことを前提とした講和であることを認識していたということになるのである³¹。

さて、その後のハリオ使節による交渉では、前回交渉では不明確だったアルタイ南方の扱いについても確認がなされ³²、ジュンガル使節のチベット派遣、清との貿易に関しても確認と合意がなされた。ウリャンハイを含む牧地の現状維持、兵員を常駐させないという条件でのカルンの現状維持を含めて以上の内容を記した乾隆帝の勅書は乾隆5（1740）年2月にハリオに交付された³³。乾隆帝は使節帰還前の謁見で下した上諭の中で、今まで何度も使節が往来しても合意できなかった講和がハリオの2回の使節行で成就したことを喜び、その労をねぎらっている³⁴。ここにおいて両者の講和は正式に成立したのである。

ただし、この時の講和の合意内容を記していると言えるこの乾隆5年2月の乾隆帝の勅書には一つ大きな問題点がある。それは、アルタイ南方の牧地について確認する箇所に引用されたハリオの言葉の中に「アルタイの辺の地を明白に界と定めた」との表現があることである³⁵。すでに指摘しているようにこの時の合意は「界を定めない」ことが前提になっており、この文言はおかしい。事実、この引用のもととなった清側大臣とハリオの実際の会談の記録において、同じ部分でハリオは「全く界を定めなかった」と発言しているのである³⁶。この勅書にはこの部分以外に界を明確に定めたとの表現はなく、当然のことながら定められた国境線の記述もない。この部分の表記が意図的な書き換えかどうかは定かではないが、その後ジュンガル側もこれについて問題視することはなかった。両者ともに講和の成立を最優先したということになるだろう。いずれにしてもこの時成立したのは、雍正帝が目指した明確な国境画定を含まない講和であったことは確かである³⁷。

以上のように、最終的な講和成立の要因として乾隆帝の姿勢の変化、方針転換があったことは明白である³⁸。最後に、このような方針転換がなされたのはなぜかについて考えてみたい。ロシアとのキャフタ条約締結直前の交渉、キャフタ条約締結後武力衝突を経て再開された交渉、そのいずれにおいても雍正帝は明確な国境画定を基礎とするロシアとの関係と同様にジュンガルとも長期にわたる安定的な関係を構築しようとしていた。交渉に関わった使節や大臣たちもこのような認識を共有しており、すでに縷々述べたように、実際の交渉におけるやり取りの中でしばしばロシアとの国境画定に言及したのである。

乾隆帝も当初は明確な国境画定実現という父帝の方針を継承した。即位直後に来京したチョイナムカ使節に対し、雍正帝による国境画定案受け入れを迫ったのは当然の流れだったと言えよう。ただし、その姿勢は雍正帝のそれと同じではなかった。次に引くのは、即位直後に来京したチョイナムカ使節に対する上諭の一部である。

……今、汝等の持ってきたガルダンツェリンの奏文を見ると、全くわがハン父の指示した内容に沿って境を定めることを論じず……先のことからはなはだ相違し全くだめになった。また、界を定める定めないに何があるのか、と言っている。我らが大国は、汝等のジュンガルと平和となるならない、界を定める定めないに全く関係がないことは本当である。この界を定めることは、もともとはガルダンツェリンの父ツェワンラブタ

ンが請い上奏したことから始まったことだ。……³⁹

この後乾隆帝は雍正年間の国境に関するやり取りを振り返っているのだが、これまで見てきたように、国境画定がそもそもジュンガル側の要請で始まったとする認識そのものが正しくないのである。国境画定に対する乾隆帝の姿勢は雍正帝に比べると初めから明らかに消極的であった。しかしながら、その後も交渉は継続され、即位後3年を経てアクドゥン使節を通じてガルダンツェリンに送った勅書の中でも、乾隆帝はジュンガル側の主張に国境画定に関して具体性がないことを指摘し、具体的な地名を提示することを求めている⁴⁰。ただし、各段階での交渉におけるやり取りを改めて通観してみると、乾隆年間に入って、交渉担当者の口からロシアとの国境画定について触れられることがほとんどなくなっていることに気が付く。確認できる唯一の例外は、アクドゥン使節の交渉の際に、副使エメゲンによってなされたガルダンツェリンに対する次の発言である。

我等大国はロシアとともに大変平和友好であり、辺を定めた時、以前置いたカルンをまた全く撤するところはない⁴¹。

この発言は、乾隆元年来京のチョイナムカ使節以降交渉の焦点となった清側カルンをめぐるやり取りの中で、カルンの移動・撤去を拒否する清側がその根拠として主張したものである。既述のようにモンゴル北境でのロシアとの国境画定では、対峙する双方の哨所（カルン）の中間に国境線が引かれたので、清側カルンの移動がなかったのは事実かもしれない。しかしながら、ここではカルンの撤去・移動を拒否するために無理にロシアを引き合いに出しているように思われ、ジュンガル側牧地の東辺に近い位置にあるカルン不撤去の根拠としてはやや強弁の感が否めない。少なくとも国境画定の重要性を訴えたものとは言えないだろう。もちろん、史料上でロシアへの言及が見られないからと言って実際の交渉の中でそのような発言が全くなかったということには必ずしもならない。しかし、それでも清側の記録にそのことが出てこないというのはやはり気になることである。ロシアとの国境交渉とほとんど並行する形で進んだ1720年代の交渉は当然として、キャフタ条約締結から間もない1730年代半ば（雍正朝末）の交渉も、ロシアとの交渉の記憶が生々しい中で行われた。雍正帝自身がロシアとの交渉に主体的に取り組んだこともあり、交渉担当者にもそのことが強く意識されていたと考えてよい。乾隆帝に代替わりした後でも、ツェリンに代表されるように雍正朝以来の流れを強く意識する人物がいたことは確かだが、乾隆帝自身には雍正帝のような国境画定への強いこだわりは見られなかった⁴²。フナイ使節による交渉の際に、雍正帝は交渉妥結の後、実際に国境地帯へ大臣を派遣して実地踏査を踏まえた国境画定を行うことを想定し、人選まで行っていたが、アクドゥン使節による交渉の際の乾隆帝にそのような動きは見られなかった。この対比も象徴的である。逆に言えば、いかなる形であれ講和を実現させればそ

れでよいという乾隆帝の姿勢により、この時の清・ジュンガル間の講和が成立したと言えるかもしれない。ただし、以上はあくまでも国境画定という側面についてであり、講和で合意されたジュンガルとの貿易の取り決めについてはロシアとの貿易関係に準拠したものであった⁴³。キャフタ条約締結後、ロシアとの貿易はその取り決めに従って新たに開始され、この時期まではほぼ順調に推移しており⁴⁴、それがモデルとなったことは言うまでもない。

おわりに

以上康熙朝最末期から乾隆5年に至る清とジュンガルの講和交渉の経過について概括的に論じてきた。以下に本稿で明らかにした点をまとめた。

第一に、講和交渉の形式についてである。清とジュンガルの間では早くから頻繁な使節の往来があり、両者の講和交渉はその延長線上で相互に使節を派遣しあう形で行われた。承志（2012：78）は、この交渉について「大清国の使節団とジュンガルのトップであるホントイジとの直接交渉という特有の形で展開された」ことを指摘するが、本稿で見たように、北京を訪れたジュンガル使節もまた、清の皇帝や大臣達と直接交渉を行っていた。清側カルの問題に代表されるように、北京における交渉でその後の交渉の行方に重大な影響をもたらす新たな問題点が浮上することもあったのである。たとえそれが皇帝への謁見の場における上諭と奏上というやり取りであったとしても、内容的には紛れもない外交交渉だった。このような形式での緊迫した交渉がかなりの長期間にわたって継続した例は清一代を通じて他にない。軍事的な衝突が生じていない時期も含めて、清は大きな緊張感をもってこの強大なライバルと接し続けたのである。清にとってのジュンガルという存在の特殊性を強調せざるを得ない。しかし、講和の成立によってこの特殊な関係にも変化が生じるようになった。清はその後二度とジュンガルに使節を派遣することはなく、もっぱらジュンガル使節を北京に迎えるだけとなるのである。乾隆5年の講和はこの点から言っても両者の関係史上の大きな転機であった。

第二に、雍正帝の姿勢とその背景についてである。この時期の両者の関係でひときわ目を引くのが、雍正帝の国境画定に対するこだわりである。杉山（2012：32-33）は、清の支配層のマンジュ（満洲）人がもともと境界意識を持ち、境界画定をしてきたことを指摘し、明代ジュシェンの時代、朝鮮との国境画定、ロシア・ジュンガルとのそれを例にあげている。これは首肯できる議論だが、雍正帝の場合、即位直後の雍正元年から同4年までのジュンガルとの交渉、それに引き続く同5～6年のロシアとの交渉、そして晩年、同12～13年の再度の対ジュンガル交渉というように外交面においてはその治世の大半を国境画定交渉に費やしたと捉えることもできる。雍正帝の外交（対外関係）と言え、ちょうどこれらの交渉の合間に生じたジュンガルとの軍事衝突が目立って取り上げられるが、対ロシアを除いて成

就することがなかったが故に軽視されがちなジュンガルとの交渉はより注目されねばならない。

この雍正帝の国境画定に対する姿勢の背景として存在したのが対ロシア関係である。本稿で整理したように、ロシアとの交渉の進展に対応するように対ジュンガル交渉におけるロシア関係の扱われ方に変化が見られた。実地踏査に基づく明確な国境画定を行うという強い姿勢も、武力衝突を経て再開した雍正帝による最後の交渉時に頂点に達する。これがブーラ条約及びその後の国境画定議定書締結という対ロシア関係での経験を踏まえてのものであることは間違いない。自身の急逝により講和交渉は乾隆帝に託される形となったが、雍正帝存命であれば講和の成立は難しかったのではないかとさえ思わせる。

第三に、雍正帝から講和交渉を受け継いだ乾隆帝に見られる姿勢の変化、方針転換についてである。即位後初めて受け入れたチョイナムカ使節との交渉で浮上した清側カルンの問題が交渉上の隘路となり、アクドゥン使節による交渉が決裂すると、乾隆帝はあっさりと国境画定は重要ではないという姿勢に転じたのであった。ロシアとの国境画定交渉に自ら取り組んだ雍正帝とは異なり、即位当初からその政策を引き継ぐ姿勢を見せながらも、乾隆帝には雍正帝ほどの国境画定に対するこだわりがなく、これが結果的に講和の成立をもたらしたのである。

これまで繰り返し論じてきたように、筆者は清の対ジュンガル関係は対ロシア関係と不可分なものであると考えている。乾隆5年の対ジュンガルの講和は明確な国境画定がない点において対ロシア関係とは異なるが、講和成立後に動き出す北京への使節派遣、北京と肅州での貿易という形は、ロシアとの関係に近い。講和成立後の清とジュンガルの関係の推移については同時期の対ロシア関係の動きも視野に入れて今後さらに検討して行きたい。

文献表

(未公刊史料)

「康熙硃摺」：中国第一歴史檔案館所蔵，宮中全宗「康熙朝滿文硃批奏摺」

「録副」：中国第一歴史檔案館所蔵，軍機処全宗「滿文録副奏摺」民族（民族事務）類蒙古（蒙族）項

「雍正硃摺」：中国第一歴史檔案館所蔵，宮中全宗「雍正朝滿文硃批奏摺」

(公刊史料)

『方略』：『欽定平定準噶爾方略』前編（滿文本：東洋文庫所蔵；漢文本：全国図書館文献縮微複製中心，1990）。

『高宗実録』：『大清高宗純皇帝實録』台湾華文書局，1964。

『康熙全訳』：『康熙朝滿文硃批奏摺全訳』中国第一歴史檔案館編，中国社会科学出版社，1996。

『蒙古堂檔』：『清内閣蒙古堂檔』内蒙古人民出版社，2005。

『聖祖実録』：『大清聖祖仁皇帝實録』台湾華文書局，1964。

『使者檔』：『軍機処滿文準噶爾使者檔』中国第一歴史檔案館・中国边疆民族地区歴史与地理研究中心合

編, 中央民族大学出版社, 2009.

『世宗実録』: 『大清世宗憲皇帝実録』 台湾華文書局, 1964.

『新疆匯編』: 『清代新疆滿文檔案匯編』 中国边疆史地研究中心・中国第一歴史檔案館合編, 広西師範大学出版社, 2012.

『選編』: 『清代中俄關係檔案史料選編』 第1編, 中華書局, 1981.

『雍正全訳』: 『雍正朝滿文硃批奏摺全訳』 中国第一歴史檔案館訳編, 黄山書社, 1998.

(参考文献)

〈ロシア文・欧文〉

Гуревич, Б. П. (1983) *Международные отношения в Центральной Азии в XVIII - первой половине XIX в.*, Изд. 2-е, Москва.

Златкин, И. Я. (1964) *История Джунгарского ханства (1635-1758)*, Москва.

Ходжаев, А. Х. (2003) *Из истории международных отношений Центральной Азии в XVIII веке, взаимоотношения Цинской империи и Джунгарского ханства, 1695-1758*, Ташкент.

Perdue, P. C. (2005) *China marches west : the Qing conquest of Central Eurasia*, Cambridge, London.

〈中文〉

曹雯 (2010) 『清朝对外体制研究』 社会科学文献出版社.

劉錦 (2020) 「使者特磊与雍正朝对準噶爾的設旗編佐」 『中央民族大学学报 (哲学社会科学版)』 2002-1.

呂文利 (2017) 『嵌入式互動：清代蒙古入藏熬茶研究』 内蒙古大学出版社.

柳岳武 (2009) 『伝統与変遷—康雍乾之清廷与藩部属国關係研究』 四川出版集团巴蜀書社.

張帥 (2019) 「額駙策凌与1734-1740年清準边界談判」 『黑龍江社会科学』 2019-4 : 149-154.

張双智 (2010) 『清代朝覲制度研究』 学苑出版社.

趙令志・郭美蘭 (2015) 『準噶爾使者檔之比較研究』, 中央民族大学出版社.

趙毅 (2014) 「清準边界之議」 『西部蒙古論壇』 4 : 44-49.

準噶爾史略編写組 (1985) 『準噶爾史略』 人民出版社.

〈和文〉

窪田順平監修, 承志編 (2012) 『中央ユーラシア環境史 第2巻 国境の出現』 臨川書店.

齊光 (2018) 「1730年前後の戦争期におけるジュンガルの対清戦略」 『史滴』 40 : 158-143 (1-16).

澁谷浩一 (1997) 「康熙五十四 (1715) 年のジュンガルのハミ襲撃事件と清朝」 茨城大学人文学部紀要 『人文学科論集』 30 : 59-81.

———— (2000) 「イズマイロフ使節団と儀礼問題：康熙帝直筆の一件の理藩院書簡をめぐって」 茨城大学人文学部紀要 『人文学科論集』 34 : 27-37.

———— (2007) 「ウンコフスキー使節団と1720年代前半におけるジュン=ガル, ロシア, 清の相互關係」 茨城大学人文学部紀要 『人文コミュニケーション学科論集』 2 : 107-128.

———— (2008) 「1723-26年の清とジュン=ガルの講和交渉について：18世紀前半における中央ユーラシアの国際關係」 『滿族史研究』 7 : 19-50.

———— (2010) 「キャフタ条約の条文形成過程について」 茨城大学人文学部紀要 『人文コミュニケーション学科論集』 9 : 55-74.

———— (2011) 「1734-40年の清とジュン=ガルの講和交渉について：キャフタ条約締結後の中央ユーラシアの国際關係」 『東洋史研究』 70 : 608-572 (1-37).

———— (2018) 「1719 (康熙58) 年の清のジュン=ガル遣使について：使節派遣を通じたツェワンラプタン暗殺計画の顛末」 茨城大学人文社会科学部紀要 『人文コミュニケーション学科論集』 2 : 105-121.

承志 (2012) 「中央ユーラシアにおける「国境」の誕生と遊牧の実態」 窪田順平監修, 承志編 (2012), 6-59.

- 杉山清彦 (2012) 「イリ地域をめぐる帝国の興亡と国境の誕生：ユーラシアの中心から辺境へ」 窪田順平監修, 承志編 (2012), 60-100.
- 宮脇淳子 (1995) 『最後の遊牧帝国：ジュンガル部の興亡』 講談社.
- 柳澤明 (1988) 「キャフタ条約への道程：清の通商停止政策とイズマイロフ使節団」 『東洋学報』 69(1・2) : 29-54.
- (1989) 「キャフタ条約以前の外モンゴル-ロシア国境地帯」 『東方学』 77 : 70-84.
- 柳静我 (2008) 「カンチュンネー暗殺と清朝の対応：雍正期, 対チベット政策の一側面」 『満族史研究』 7 : 51-79.
- 吉田金一 (1963) 「ロシアと清の貿易について」 『東洋学報』 45(4) : 39-86.

註

- 1 ジュンガル・オイラト史の分野では, Златкин (1964 : 323-387), 準噶爾史略編写組 (1985 : 162-179), 宮脇淳子 (1995 : 208-224), 清朝の西域支配・対外関係分野では, Perdue (2005 : 210-259), 柳岳武 (2009 : 106-130), 曹雯 (2010 : 60-73), 中央ユーラシア国際関係史の分野では, Гуревич (1983 : 80-103), Ходжаев (2003 : 61-128) をあげておく。これ以外の個別研究については, 澁谷 (2011 : 1-3) をはじめとする筆者の一連の先行研究を参照。近年の中国では, 『使者檔』や『新疆匯編』等の出版により, ジュンガルに関する満文史料の利用が容易となり, これらを利用した研究が開始しており注目される。まとまった研究として, 趙・郭 (2015), 呂 (2017) がある。前者は『使者檔』を全面的に分析したものであり, 後者は講和成立後のジュンガルのチベットへの使節派遣, 清との貿易に関して詳細に取り上げた研究である。また, 本稿で扱う国境画定問題に深くかかわる論考として, 杉山 (2012), 承志 (2012) をあげておく。
- 2 乾隆年間のジュンガル使節の儀礼を詳細に扱った趙・郭 (2015 : 531-533, 558) もまた康熙年間のジュンガルの使節派遣の回数を張 (2010) と同様にとらえている。
- 3 『聖祖実録』, 『方略』等の編纂史料ではこの時期の記録は乏しい。この時期の清・ジュンガル関係については澁谷 (1996) を参照。
- 4 康熙帝直々の命により使節団員に紛れ込ませた道士の“神法”の力によりツェワンラブタンの暗殺を謀ったこの使節派遣の顛末については, 澁谷 (2018) を参照。暗殺は未遂に終わり, ジュンガル側には露見しなかった。
- 5 康熙帝の命により派遣された康熙61年のハルハの高僧ジェブツンダンバ=ホトクトによるチュヤントイン使節, 乾隆2年に乾隆帝の意向により派遣されたハルハ王公エフ=ツェリンによるエメゲン使節をここでは清側の使節に含めた。
- 6 講和交渉開始に至る経緯については, 澁谷 (2007 : 112-119) を参照。なお, 以下本稿では, 筆者自身による先行研究において史料の引用, 典拠の明記がなされている場合は, 原則として出典については繰り返さない。ただし, 行論の上で特に重要であると判断した場合はこの限りではない。また, 中国の史料館における所蔵番号については最新のものではないことをあらかじめお断りしておく。
- 7 この時のチュヤントインの交渉の様子は, 雍正元年11月5日付けの議政大臣ポータイ (保泰) 等の奏摺 (「雍正硃摺」民族事務 (蒙族) 案巻号38, 漢訳は『雍正全訳』 : 478-480頁) に引かれているが, 簡略なものである。澁谷 (2007 : 121) を参照。
- 8 康熙年間に使節派遣を通じて康熙帝がしばしば「会盟」による問題解決を呼び掛けたことについては, 澁谷 (1997 : 70) を参照。
- 9 ジュンガル使節接待の儀礼問題を扱った趙・郭 (2015 : 558) は, 使節ごとに交渉内容を有していたジュンガル使節は, たとえ儀礼上で共通の要素があったとしても朝鮮や琉球からの朝貢使節とは区別して考える必要があることを強調する。

- 10 ゲンドゥン使節と清側の対応、その後の第1回ジュンフォボー使節による交渉については、澁谷 (2008 : 20-33) を参照。
- 11 10回の謁見については雍正2年6月26日にジュンフォボーがツェワンラブタンからの使者ジンバに、手を握った話はこの時も清使節団の一員として同行していたチュヤントインが7月19日にツェワンラブタンに対して語っている。雍正3年正月初2日、内閣学士ジュンフォボー等の奏摺、「雍正硃摺」民族事務類、蒙族、界務、案巻号8 (漢訳：『雍正全訳』1007-1008頁)。澁谷 (2008 : 24) 参照。
- 12 当時の清とロシアの交渉については柳澤 (1988) に詳しい。
- 13 第2回のジュンフォボー使節と対ジュンガル交渉の中断については、澁谷 (2008 : 33-46) を参照。
- 14 雍正2年10月13日付総理事務和碩廉親王允祀等の奏摺にオロンダイ、テグテの報告が引用されている (『選編』420-435頁、満文原本は未確認)。
- 15 キャフタ条約の締結過程については澁谷2010を参照。
- 16 当時のチベット情勢と清側の対応については柳静我2008に詳しい。
- 17 雍正8年5月28日付理藩院からガルダンツェリンへの行文。「雍正硃摺」民族事務、蒙・蔵、案巻号199、漢訳：『雍正全訳』1981-1983頁。
- 18 テレイ使節に関する専論として劉錦 (2020) があり、この理藩院書簡による旗を設け佐領に編成するという清側要求がジュンガルの軍事活動を引き起こしたことを指摘する。
- 19 この時の両者の衝突に関する最新の研究として、斉光 (2018) がある。
- 20 以下フナイ使節の派遣とその返使であるチョイナムカ使節による交渉については、澁谷 (2011 : 7-15) を参照。
- 21 雍正13年2月18日付侍郎フナイ等の奏摺 (『使者檔』114頁、漢訳 : 831頁)。
- 22 同上 (『使者檔』121頁、漢訳 : 832頁)。
- 23 雍正13年4月26日領侍衛内大臣キンフ (慶復) 等のチョイナムカ等との会談の記録 (『使者檔』194-195頁、漢訳 : 846頁)。
- 24 前注に同じ。
- 25 以下乾隆年間に入ってから乾隆5年に講和が成立するまでの交渉の経緯についての詳細は澁谷 (2011 : 16-29) を参照。
- 26 ツェリンの果たした役割の重要性については澁谷 (2011) でも指摘したが、張帥 (2019) はツェリンの動向に焦点を当てて講和交渉を論じている。
- 27 以下アクドゥン使節による交渉からハリオ使節の派遣、講和成立に至る経緯については、澁谷 (2011 : 22-29) を参照。
- 28 ハリオ使節によって届けられたガルダンツェリンの奏文。『使者檔』699-701頁、漢訳 : 931頁。なお、『方略』前編卷44及び『高宗実録』卷107 (乾隆4年12月壬午の条) に載せる当該の奏文では、「ウリャンハイ」に関する部分がすべて削除されている。澁谷 (2011 : 28) を参照。
- 29 『方略』前編卷44 (乾隆4年12月壬辰の条)。漢文版も意味に違いはない。
- 30 『使者檔』720頁。「すべて私が下した勅に従い定めたので」の部分の原文は「*gemu mini wasimbuha hesei songkoi toktobuha be dahame*」だが、「*songkoi*」の部分は原檔冊の傷みにより冒頭の「*s*」の字しか判読できない。ただ、直前に同様の表現があり字形と文意から考えて間違いないだろう。この語の下にさらに「*jecen*」ないし「*hešen*」の一語が入るスペースはない。「界」を意味する語は原文にはないのである。この部分を同書の漢訳 (934頁) では、注記なく「既悉邊朕旨定界」と訳しており、これは『方略』漢文版及び『高宗実録』と全く同文である。編纂史料に引きずられた誤訳と言えよう。
- 31 この史料は、講和に対する清側の最終的な判断を示した史料として従来から注目されており、たとえば、曹雯 (2010 : 72) は、長きにわたる清とジュンガルの講和交渉の帰結を『高宗実録』に引かれるこの上論によってまとめ、境界画定がなされたと解釈している。
- 32 後述するようにこの確認には問題がある。
- 33 乾隆5年2月初8日、ガルダンツェリン宛の勅書。『使者檔』794-803頁、漢訳 : 946-947頁。

- 34 乾隆5年2月初8日、謁見でチョイナムカに下された上諭。『使者檔』783-788頁、漢訳：944-945頁。
- 35 上で指摘した乾隆4年12月20日の上諭とは異なり、この勅書に関しては、当該部分は『使者檔』と編纂史料に違いはない。
- 36 乾隆4年12月13日付の尚書ハイワン（海望）等の奏摺。『使者檔』712頁、漢訳：933頁。なお、前提が異なっているのであるから、アルタイ南方の国境に関する両者の認識にはずれがあったと考えるべきである。
- 37 そうであるにもかかわらず、この時明確な国境を定めたかのように理解する先行研究の問題点については澁谷（2011：28-29）で詳述したが、その後に出た趙毅（2014：49）もやはり最終画定されたアルタイ山脈に沿った境界線を示している。また、張帥（2019：153）は講和の最終帰結を的確に整理しながら、アルタイ山脈が境界であるという認識もなお捨てていない。
- 38 乾隆の初めに講和が成立した要因として、柳（2009：119-120）は乾隆帝が雍正帝以上にジューンガルとの軍事衝突を避け、軍事費の負担を軽減しようとする姿勢をとったことを指摘するが、これは大方の認める議論であろう。筆者がここで言う方針転換とは、乾隆帝が、雍正帝が固守した明確な国境画定という方針を捨てたということであり、この時の合意に国境（境界）画定が含まれているという理解からはそもそも生じない考え方である。
- 39 乾隆元年正月17日、乾隆帝のチョイナムカへの上諭。『使者檔』309-311頁、漢訳866頁。
- 40 乾隆3年3月初6日の勅書。『使者檔』505頁（漢訳898頁）。
- 41 乾隆3年10月21日付侍郎アクドゥン等の奏摺。『新疆匯編』第5冊、60-61頁。
- 42 第3章で述べたウディ川流域の国境画定を求める清側書簡に対して、乾隆元年にロシア側から更なる先延ばしの回答が届いた際、乾隆帝はそれを了承する旨の理藩院書簡を送付している。澁谷（2011：29）参照。
- 43 講和で成立した貿易に関する取り決めについては、澁谷（2011：29-32）を参照。趙・郭（2015：579-589）は貿易協定とその後の貿易の推移を分析するが、協定に与えた対ロシア関係の影響には言及していない。
- 44 ロシアと清の貿易関係については、吉田（1963）を参照。